

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年1月7日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和3年度ナッジを活用したアプローチの研究及び効果検証事業

### (2) 業務内容

健康無関心層を多く含む20～30歳代に対し、ナッジ理論を活用した運動・身体活動の習慣改善に向けた行動変容を効果的に働きかけるための啓発手法及び効果検証方法の構築を行う。

## 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月28日まで

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

## 4 委託額

委託業務に係る委託額は、4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 選考方法

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

## 6 手続等

### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階

健康福祉部健康局健康増進課健康増進班

電話番号 054-221-3263 Fax番号 054-221-3291

メールアドレス kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間 令和4年1月7日（金）から令和4年1月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 交付場所 上記(1)に同じ。電子メールによる配布を希望する場合は、上記(1)の担当宛てに件名を「ナッジを活用したアプローチの研究及び効果検証事業業務委託企画提案募集要領 送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに企画提案募集要領の電子データを送付する。

### (3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は、企画提案募集要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出期限 令和4年1月17日（月）午後5時までに郵送又は持参（必着）

## 7 その他

(1) 詳細は、企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 説明会は、行わない。